

令和7年5月13日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1 件
(うち石油ストーブ(開放式) 1 件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 8 件
(うち除湿乾燥機 1 件、ファクシミリ 1 件、ノートパソコン 1 件、
携帯電話機(スマートフォン) 1 件、スピーカー(充電式) 1 件、
温水式浴室換気乾燥暖房機 1 件、リチウム電池内蔵充電器 1 件、
ポータブル電源(リチウムイオン) 1 件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当 : 荒木、別所、上田

電 話 : 03(3507)9204(直通)

U R L : <https://www.caa.go.jp/>

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故（製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500113	令和7年4月22日	令和7年5月9日	石油ストーブ（開放式）	RS-D298E	株式会社トヨミ	CO中毒 死亡1名	当該製品を使用中、浴室で一酸化炭素中毒により1名が死亡した。当該製品に起因する のか、他の要因も含め、現在、原因を調査 中。	奈良県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500106	令和7年4月12日	令和7年5月8日	除湿乾燥機	火災	発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。出火元を含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和7年5月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年4月23日
A202500107	令和7年4月21日	令和7年5月8日	ファクシミリ	火災	店舗で当該製品の子機の充電台コードが断線し、断線部が焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500108	令和7年4月22日	令和7年5月8日	ノートパソコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A202500109	令和7年4月2日	令和7年5月8日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年4月7日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202500110	令和7年4月11日	令和7年5月8日	スピーカー(充電式)	火災	事務所で当該製品を充電中、当該製品から発煙し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和7年5月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年4月25日
A202500111	令和7年4月29日	令和7年5月9日	温水式浴室換気乾燥暖房機	火災	火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	京都府	
A202500112	令和7年4月26日	令和7年5月9日	リチウム電池内蔵充電器	火災 軽傷1名	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202500114	令和7年4月25日	令和7年5月9日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし